

平成31年度事業計画書

自 2019（平成31）年 4月 1日

至 2020（平成32）年 3月 31日

【平成31年度の重点事項】

1. J A S・表示制度（以下「J A S制度等」という。）を巡る様々な動向を踏まえ、情報収集を行うとともに農林水産省はじめ関係省庁の指導の下、関係団体と連携を図りながら、J A S制度等の運用について積極的な役割を果たす。
2. 関係団体の協力を得て、下記の諸事業の実施等を通じ、J A S制度等の普及啓発及び情報発信等に努める。

【諸事業の実施】

1. J A S 普及啓発事業

（1）広報誌の発行等

情報誌「J A Sと食品表示」については、J A Sや食品表示に関連する情報を中心とし、有機や林産関係の内容充実を努めながら毎月1回発行し、関係団体・事業者をはじめ、関係行政機関及び消費者団体等に配布する。

また、迅速な情報の提供を行うため、上記以外に関する最新情報について、メールマガジンを発行する。

（2）媒体広告

消費者団体等からの要請や効果などを総合的に判断し、J A S制度、規格などの広告を掲載する。

（3）イベントへの出展等

農林水産省が主催する「食育推進全国大会」等のイベント会場において、J A S制度に関するポスターやパネル及び林産物を含むJ A Sマーク品の展示を行うとともに、消費者に対し、団体や事業者から提供されたJ A S製品やJ A S制度に関するパンフレット等、J A Sマークのついたグッズを配布する。

また、会員の希望により試供品の提供も実施する。

2. J A S 講習事業等

（1）食品製造業品質管理担当者等 J A S 一般講習会の開催

J A S 認証製造業者の品質管理担当者及び格付担当者等を対象とする講習会のうち、食品関係の共通分野についての一般講習会を開催する。

西日本地域の会員等からの要望に応え、今年度は東京だけでなく大阪においても開催する。

(2) 有機関係 J A S 講習会の開催

有機加工食品等の認証の技術的基準に規定される資格者及び認証機関の検査員等を対象とした有機関係 J A S 講習会を開催する。

(3) 各種セミナーの開催

時宜に適した各種セミナーを開催する。

3. J A S 規格集等作成配布事業

J A S 規格の制定・改正の都度発行するほか、制度全体の解説書である「J A S 制度の手引」を適宜改版し発行する。

また、表示制度の変更に伴い適宜「ハンディ版食品表示基準」を改訂し発行する。

4. 時事問題対応活動等

J A S 制度に関係する時事問題等について情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係当局に要請する等の対応に努める。

5. 諸会議の開催

当協会の円滑な運営を図るため、総会及び理事会のほか、会員団体等との意思疎通と情報交換を推進する連絡協議会等を適宜開催する。

6. その他

農林水産省等における J A S 及び表示制度にかかる委託および依頼事業については、会員への情報発信にもつながることから、可能な限り積極的に対応する。